

佐賀中部広域連合介護保険等  
住宅改修Q & A

令和8年3月1日版

# 目 次

## 1. 申請手続きについて

Q1	申請窓口	.....	4
Q2	審査担当	.....	4
Q3	申請に必要な書類	.....	4
Q4	理由書の作成者	.....	4
Q5	理由書の代わりにケアプラン	.....	4
Q6	申請後の内容変更	.....	4
Q7	領収証の提出は原本のみ	.....	4
Q8	介護度が未確定のとき	.....	5
Q9	事後申請の予約が必要か	.....	5
Q10	現地確認	.....	5
Q11	業者登録が必要か	.....	5

## 2. 工事全般について

Q1	住宅改修を行うにあたっての注意点	.....	6
Q2	柱や壁の撤去	.....	6
Q3	原状回復工事	.....	6
Q4	諸経費率	.....	6
Q5	諸経費に該当するのは	.....	6
Q6	施工費と技術料	.....	6
Q7	工事写真	.....	7
Q8	カメラの日付機能	.....	7
Q9	デザイン性のある部材	.....	7
Q10	メーカーの基準超え	.....	7
Q11	遠方の施工業者	.....	7
Q12	残材の取扱い	.....	8
Q13	オーダー品の取扱い	.....	8
Q14	解体して建て替えた場合	.....	8
Q15	新築・増築時等の取扱い	.....	8
Q16	昇降機設置	.....	8
Q17	生活する上で必要不可欠な工事	.....	8
Q18	家族が行う住宅改修	.....	8

### 3. 手すりの取付けについて

Q1	老朽化した手すりの交換	.....	9
Q2	ビス止めが不要な手すり	.....	9
Q3	玄関から道路までの屋外手すり	.....	9
Q4	既存の手すりの取付け位置変更	.....	9
Q5	既存手すりの撤去及び新規手すりの取付け	.....	9
Q6	跳ね上げ式手すり・取り外し可能な手すりの取付け	.....	9
Q7	基本的なタイプ以外の手すりの取付け	.....	10
Q8	異なるメーカーの使用	.....	10
Q9	玄関と勝手口両方への手すりの取付け	.....	10
Q10	両側手すり	.....	10

### 4. 段差の解消について

Q1	掃き出し窓や縁側へのスロープの設置等	.....	11
Q2	踏み台の設置や段差を増やす工事	.....	11
Q3	浴室内へのすのこの設置	.....	11
Q4	浴室床かさ上げによる浴槽床かさ上げ	.....	11
Q5	昇降機やリフト段差解消機等の設置	.....	11
Q6	ホーム用エレベーターや階段昇降機の設置	.....	11
Q7	屋外での木製スロープの使用	.....	12
Q8	屋外スロープの幅	.....	12
Q9	屋外スロープの勾配	.....	12
Q10	段差解消のための床上げ	.....	12

### 5. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更について

Q1	屋外の床材変更	.....	13
Q2	屋内の床材変更	.....	13
Q3	床材が傷んだことによる変更	.....	13
Q4	滑り防止のための舗装材等の加工	.....	13
Q5	滑りにくくするための床材表面への加工	.....	13
Q6	浴室内を滑りにくくするためのマット等の敷設	.....	13
Q7	取付けの必要がない床に置くだけの滑り止め用床材	.....	13

## 6. 引き戸等への扉の取替えについて

Q1	門扉の取替え	.....	14
Q2	扉の開閉方向の変更	.....	14
Q3	重く開閉が容易でない引き戸の取替え	.....	14
Q4	アコーディオンカーテンへの取替え	.....	14
Q5	車いす利用者等の出入り口の間口拡張	.....	14
Q6	扉の撤去	.....	14
Q7	同室内の別箇所への扉の新設	.....	15
Q8	不要となった扉や便器等の撤去・処分費用	.....	15

## 7. 洋式便器等への便器の取替えについて

Q1	非水洗和式便器から水洗洋式便器（簡易含む）への取替え	.....	16
Q2	既存洋式便座のかさ上げ	.....	16
Q3	既存和式便器への腰掛式便座の設置	.....	16
Q4	和式便器から洗浄機能付き洋式便器への取替え	.....	16
Q5	既存洋式便器の暖房便座・洗浄機能付き便座への取替え	.....	16
Q6	既存洋式便器の位置や向きの変更	.....	16
Q7	別の場所に洋式便器を新設する場合	.....	17
Q8	仮設トイレの設置	.....	17
Q9	給排水の繋ぎこみ工事	.....	17

## 8. その他

Q1	有料老人ホームでの手すりの取付け	.....	18
Q2	介護認定申請前に着工した住宅改修	.....	18
Q3	一時的に身を寄せている住所地での住宅改修	.....	18
Q4	入院・入所中の住宅改修	.....	18
Q5	外泊時のため・月に数回帰宅のための住宅改修	.....	18
Q6	住宅改修施工中の利用者入院	.....	19
Q7	住宅改修施行中の利用者死亡	.....	19
Q8	賃貸アパート等の共用部分の住宅改修	.....	19
Q9	住宅改修における負担割合の起算点	.....	19
Q10	住宅改修を行った賃貸住宅退去時の原状回復費用	.....	19

## 9. 要介護者等住環境整備事業（連単）について

Q1	要介護者等住環境整備事業とは	.....	20
Q2	要介護者等住環境整備事業でのみ対象となる工事	.....	20
Q3	要介護者等住環境整備事業でのみ対象となる工事の注意点	.....	20

## 1. 申請手続きについて

Q1 住宅改修の申請窓口はどこですか？

A 申請窓口は「佐賀中部広域連合 給付課」です。

Q2 住宅改修の審査はどこが行いますか？

A 「佐賀中部広域連合 給付課 給付係」が行います。

Q3 事前申請・事後申請にはどのような書類が必要ですか？

A 「事前申請」に必要な書類は下記の通りです。

①申請書（鑑）、②住宅改修が必要な理由書の写し、③平面図（動線図）の写し、④工事内訳書（改修前）、⑤住宅改修完了確認書（施工前写真）、⑥使用部材のカタログ等の写し、⑦被保険者証の写し、⑧承諾書（必要な場合）となります。

※⑧については、住宅改修される被保険者本人と住宅の所有者が異なる場合に必要となります。ただし、住宅の所有者が同居している場合は親族でなくとも不要です。

「事後申請」に必要な書類は下記の通りです。

①住宅改修が必要な理由書の原本、②平面図（動線図）の原本、③工事内訳書（改修後）、④住宅改修完了確認書（工事写真）、⑤領収証の原本（償還払いのみ）となります。

※提出書類の不備（印鑑不備等）や計算誤りにご注意ください。

Q4 住宅改修が必要な理由書は、誰が作成しなければなりませんか？

A 担当のケアマネジャーが作成してください。担当のケアマネジャーがいない場合は、地域包括支援センターに依頼してください。

Q5 理由書の代わりにケアプランを提出してもいいですか？

A ケアプランを理由書の代わりとして受付することはできません。

Q6 事前申請後に施工内容に変更の必要が生じた場合はどうしたらいいですか？

A 事前申請の内容に何らかの変更が生じた場合は、必ずケアマネジャーが佐賀中部広域連合に連絡してください。

なお、施工内容の追加は認められませんので、当該申請がすべて終わった段階で新たに申請するか、当該申請を取り下げてあらためて申請する必要があります。

Q7 事後申請時や請求書の提出時に領収証を提出する際は写してもいいですか？

A 領収書の提出は原本をお願いします。

※内容の確認後、写しを取って原本はお返しします。

Q8 介護度が確定していない状態（介護認定の新規・区分変更・更新申請中）で、住宅改修を行うことはできますか？

A 事前申請前に佐賀中部広域連合に相談してください。介護認定の申請中の住宅改修自体は可能ですが、認定結果が非該当になった場合には全額自己負担となりますので、利用者やその家族には事前に十分な説明を行ってください。

また、介護度が未確定時の事前申請においては、施工業者が受領委任払い登録業者であっても、金銭面でのトラブルを防ぐ等の目的から、償還払いでの申請手続きとなります。

なお、同手続きにおける事後申請までに介護度が確定した場合は、施工業者が受領委任払い登録業者であれば、支払方法を受領委任払いに切り替えることが可能です。

Q9 事後申請も予約が必要ですか？

A 事後申請に予約は必要ありません。

Q10 現地確認はすべての申請が対象ですか？

A 基本的に施工内容が複雑・大規模等に類するもので、写真や聞き取りだけでは審査が難しいものを対象として行います。その際は、ケアマネジャーと施工業者の立ち合いをお願いする場合があります。

なお、現地確認は、事前・事後問わず行う場合があります。

Q11 佐賀中部広域連合管内で住宅改修を請け負う場合、佐賀中部広域連合への業者登録は必要ですか？

A 佐賀中部広域連合管内で住宅改修を行うだけであれば、業者登録は必要ありませんが、支払方法は償還払いとなります。受領委任払いによる住宅改修を希望する場合は、佐賀中部広域連合に受領委任払い取扱い施工事業者として登録する必要があります。

なお、受領委任払い登録業者は、佐賀中部広域連合ホームページ上で公開しておりますが、被保険者に対して優先的に紹介することはしておりません。

## 2. 工事全般について

Q1 住宅改修を行うにあたってどのような点に注意が必要ですか？

- A ①住宅改修の規定、建築基準法等の建築関係の法律を必ず遵守してください。
- ②メーカーの施工基準を必ず遵守してください。不明な場合はメーカーへ直接確認してください。場合によっては図面や根拠となる資料の提出を求めることがあります。
- ③利用者にとって必要不可欠な工事であることを確認してください。
- ④可能な限り、作業療法士や理学療法士等の専門家を交えて家屋調査を行う等、申請する改修内容が適切であるか十分に検討してください。
- ⑤原則工事内訳書は、材料費・取付費・諸経費に分けて記載するようにしてください。

Q2 住宅改修で柱や壁の撤去は給付対象になりますか？

- A 柱の撤去は原則給付対象にはなりません。壁の撤去については、安全面等に問題がなく、介護保険または要介護者等住環境整備事業の対象工事に該当すれば給付対象になります。

Q3 原状回復のための工事は給付対象になりますか？

- A 給付対象にはなりません。

Q4 諸経費は給付対象になりますか？

- A 給付対象になります。原則工事費用の10%程度と考えていますが、工事費用によっては、10%を超える諸経費を給付対象とする場合もあります。

Q5 諸経費はどのようなものが該当しますか？

- A 主には、運搬費、搬入費、持込残材処分費、養生費、仮設関係費、消耗品費、交通費、設計料、燃料費、通信費、積算費用、申請手数料、事務費等になります。

Q6 施工費に制限等がありますか？また、技術料は給付対象になりますか？

- A 施工費は、国土交通省の労務単価を参考に、佐賀中部広域連合独自の金額を算出し、それを基に実際に工事にかかった分を給付対象としますので、見積書（工事内訳書）を作成する際は、できる限り細かく分けて表記してください。

また、技術料は施工費の中に含まれていると判断していますので、別途計上されても給付対象にはなりません。材工は一式ではなく分けて申請をお願いします。

Q7 工事写真はどのように撮影したらいいですか？

- A 工事内訳書の改修の種類ごとに分け、施工箇所全体がわかるように撮影してください。特に以下の点に注意して撮影してください。
- ・施工前と施工後で、なるべく同じアングルで撮影してください。
  - ・接写し過ぎず、撮影場所が特定できるように撮影してください。一枚に収まらない場合は無理に収めようとせず、複数枚の写真を撮影し構成してください。
  - ・手すり等で、使用している部材（金物等）が片側からのみでは確認できない場合は、反対側からも撮影してください。
  - ・事後申請の際は、施工箇所にはスケール等をあて、長さが確認できるように撮影してください。※手すり等の実際の長さが写真目視にてわかるようにしてください。
  - ・写真一枚では全体・起点・終点等の長さ（数値）が不明瞭になり確認が難しくなる場合は、全体で一枚、起点部で一枚、終点部で一枚というように、それぞれの数値が明らかに確認できるように撮影してください。
  - ・段差に関わる工事では、施工前と施工後の段差がわかるよう、必ずスケール等をあてて撮影してください。
  - ・浴室に関わる工事では、浴室入口の段差、浴槽またぎの内側・外側それぞれにスケール等をあてて撮影してください。
  - ・屋外の工事は、敷地全体の状況がわかるように撮影してください。また、施工中の写真も撮影してください。
  - ・上記以外に、屋内の床材変更等、施工中の写真の撮影を依頼する場合があります。

Q8 カメラに日付機能がない場合はどうしたらいいですか？

- A 施工写真には必ず撮影した日付を入れていただく必要があります。日付機能がない場合は、黒板や紙等に日付を記載し、撮影時に写真に写し込む方法で撮影してください。

Q9 デザイン性を重視した部材は給付対象になりますか？

- A 意匠的な意味のみの部材であれば給付対象にはなりません。基本的な部材がある上で意匠的な意味を持つ部材が選定されている場合は、基本的な部材に置き換えて算定します。

Q10 メーカーカタログの説明以外の場所や使用方法で申請した場合、また、メーカーが示している寸法を超えて使用する場合は給付対象になりますか？

- A 原則給付対象にはなりませんが、メーカーの承認を得ていれば給付対象となる場合があります。その際は、メーカーが承認したことを確認できる資料（書類・図面等）を追加で添付してください。

Q11 遠方の施工業者に住宅改修を依頼したいが、余分にかかる費用について給付対象になりますか？

- A 給付対象にはなりません。遠方の施工業者に依頼したことによる出張費用等の経費については、利用者の自己負担となります。このように余分にかかる経費が発生することが見込まれる場合は、事前に利用者に対し給付対象にならないことを説明し、了承を得た上で申請を進めてください。

Q12 手すり等の残材は給付対象になりますか？

A 給付対象にはなりません。給付対象になるのは実際に使用した分の部材となります。残材分を請求される場合は利用者の自己負担となりますので、事前に利用者に対し説明しておいてください。

Q13 オーダー品（特注の手すりや扉等）でカタログがない部材を使用する場合はどのようにしたらいいですか？

A オーダー品でカタログがない場合は、仕様や寸法が分かる資料（製作図・詳細図等）を添付してください。セミオーダー品の場合は、金額の参考となるカタログを添付してください。

Q14 住宅を解体して建て替えた場合、支給限度基準額はリセットになりますか？

A リセットにはなりません。ただし、建て替え前の住宅に既存の手すり（住宅改修で設置したものに限り）があり、それを建て替えた住宅に設置する場合は、その施工費用は給付対象になります。

Q15 新築・増築時に住宅改修を行うことはできますか？また、新築・増築後に住宅改修を行う場合はどのタイミングで申請すればいいですか？

A 新築・増築時に住宅改修を行うことはできません。また、新築・増築後に住宅改修を行う場合は、工事がすべて完了してから申請してください。ここでいう完了とは、建物の登記が完了した時のことを指します。

Q16 昇降機をレンタルし、設置するための工事は給付対象になりますか？

A 給付対象にはなりません。昇降機設置のための工事は住宅改修の対象に該当しないため、給付対象外となり全額自己負担となります。

Q17 生活する上で必要不可欠な工事（日常生活上で必要最低限の範囲）に「仏壇参り」は含まれますか？

A 含まれません。「仏壇参り」「庭仕事」「犬の世話」等の趣味嗜好に類する工事は給付対象外となります。

Q18 家族が大工を営んでおり、住宅改修を発注した場合、工賃も給付対象になりますか？

A 質問のような場合、工賃は給付対象にはなりません。基本的に被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人または家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費のみを住宅改修費の給付対象とすることとされています。

### 3. 手すりの取付けについて

Q1 以前住宅改修で設置した手すりが老朽化したことにより、その手すりを交換する場合は給付対象になりますか？

A 原則給付対象にはなりません。ただし、現在の状況によっては考慮する場合がありますので、現状が分かる資料（写真等）を準備の上、事前申請前に佐賀中部広域連合に連絡してください。

なお、新規の手すり設置を給付対象とした場合も、原則既存の手すりの撤去費用は給付対象にはなりません。

Q2 ビス止めが不要な手すり（接着剤等で固定するもの）は給付対象になりますか？

A 原則ビス止めができる箇所については、ビス止めすることを条件に給付対象としています。ただし、何らかの理由によりビス止めができない場合（下地の問題や賃貸住宅で所有者からの承諾が得られない等）は、しっかりとした固定を条件に給付対象とします。

なお、メーカーに確認していただく場合や、仕様書等の添付を求める場合があります。

Q3 玄関から道路までの屋外手すりは給付対象になりますか？

A 敷地内であれば給付対象になります。

Q4 利用者の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの取付け位置のみを変更する場合は給付対象になりますか？

A 施工費用のみが給付対象になります。※以前住宅改修で設置した手すりに限ります。

Q5 利用者の身体状況の変化に伴い、既存の手すりでは機能が十分ではなくなったため、既存の手すりを撤去し、新規に手すりを設置する場合は給付対象になりますか？

A 利用者の身体状況の変化に起因するものであれば、既存手すりの撤去・新規手すりの設置、どちらの費用も給付対象になります。ただし、身体状況の変化について、理由書への詳細な記載が必要となります。

Q6 普通の手すりを設置した場合、自宅の状況により扉の開閉ができなくなる等の理由から、片方が固定されていて、もう片方が跳ね上げ式になっている可動式の手すりを設置する場合は給付対象になりますか？また、取り外し可能な手すりは給付対象になりますか？

A 利用者の動作や取付け位置等の環境条件から、手すりが跳ね上げ式である必要がある場合は給付対象になります。ただし、必要性について理由書へ詳細に記載してください。

なお、取り外し可能な手すりは、安全面の観点から給付対象にはなりません。

手すりには、基本的な円柱形の握るタイプのものや、握りやすくしたセーフティタイプ  
Q7 のもの、寄りかかるタイプのもの等がありますが、基本的なタイプ以外の手すりも給付  
対象になりますか？

A 給付対象になります。利用者によって身体状況が違いますので、握力が低下している場合等は、利用者に適したタイプの手すりを選定するようにしてください。なお、この場合は、事後申請における住宅改修完了確認書（工事写真）に、使用した手すりを証明できる写真を添付してください。

Q8 手すりの丸棒と異なるメーカーのブラケットを使用して手すりの取付け工事をする場合は給付対象になりますか？

A 原則給付対象にはなりません。もし、そういう施工をしなければならない場合は、佐賀中部広域連合に連絡してください。

Q9 利用者が玄関と勝手口両方から出入りするため、玄関と勝手口両方に手すりを設置する必要がある場合、両方とも給付対象になりますか？

A 玄関と勝手口両方に利用者の生活動線があれば給付対象になります。ただし、趣味のための動線による設置である場合等、申請内容によっては給付対象とならないケースもあります。両方に手すりの設置が必要な場合は、理由書へ詳細に記載してください。

Q10 両側手すりについて、給付対象となるのはどのような場合ですか？

A 廊下や段差部で、利用者の身体状況から、両側手すりである必要がある場合は給付対象になります。ただし、必要性について理由書へ詳細に記載してください。

## 4. 段差の解消について

Q1 居室から屋外へ出るために、掃き出し窓や縁側にスロープを設置する工事は給付対象になりますか？また、スロープから道路までの床材を変更する工事は給付対象になりますか？

- A 日常生活において、居室からそのように入出入りされている場合、玄関にスロープを設置する場合と同様に給付対象になります。ただし、玄関からの出入りではなく、そのように居室から出入りする理由を理由書へ詳細に記載してください。  
また、スロープから道路までの床材を変更する工事も給付対象になります。※住宅改修において、「段差の解消」ではなく「床材の変更」に該当します。

Q2 上がり框の段差解消のために、踏み台を設置したり、段差を増やして段差を解消する工事は給付対象になりますか？

- A 踏み台の設置は、固定されたものであれば給付対象になります。固定せずに持ち運びができるものは給付対象になりません。  
また、段差を増やす工事は、上がり框に限らず段差の解消として給付対象になります。  
なお、踏み台の幅については、基本的に60cm～90cmを給付対象としていますが、それ以上の幅が必要な場合は、その理由を理由書へ記載してください。

Q3 浴室内の段差を解消するため、すのこを設置する場合は給付対象になりますか？

- A 住宅改修では給付対象にはなりませんが、特定福祉用具購入費等の支給対象になる場合がありますので、そちらでの検討をお願いします。

Q4 浴室の段差解消を行うため浴室床のかさ上げを行ったが、浴室床を上げたことにより相対的に浴槽との段差が増え、浴槽への出入りが困難になった場合、浴槽の床をかさ上げる工事について、段差解消の付帯工事として給付対象になりますか？

- A 必要性が認められる場合は給付対象になります。  
また、床上げに伴い、水洗の蛇口の下に洗面器が入らなくなったことにより、水栓の蛇口の位置を変更する等の工事も給付対象になります。

Q5 昇降機やリフト段差解消機等の設置は給付対象になりますか？また、電動ではなく手動の場合は給付対象になりますか？

- A いずれの場合も給付対象になりません。移動用リフトであれば福祉用具貸与に該当する場合がありますので、福祉用具貸与での検討をお願いします。

Q6 ホーム用エレベーター及び階段昇降機の設置は給付対象になりますか？また、階段昇降機は福祉用具貸与の「移動用リフト」に該当しますか？

- A 給付対象にはなりません。また、該当しません。

Q7 屋外で木製スロープを使用する場合は給付対象になりますか？

- A 住宅改修においては、介護期間が長期になることを想定していますので、その点を考慮し、強度・安全面から原則給付対象としていません。ただし、費用面から木製でないと対応できない等、例外的に給付対象とする場合があります。その際は、数年ごとに防腐処理が必要であることや、維持に手間と費用がかかり、それらについては保険が適用されないこと等を、利用者・家族へ説明し同意が得られていることが条件となります。このような場合、必ず佐賀中部広域連合に事前に連絡をお願いします。

Q8 屋外スロープの幅について制限はありますか？

- A 原則として90cmまでが給付対象になります。ただし、利用者の身体状況や介護状況等によっては、90cm以上のスロープも給付対象とすることもあります。その際は、利用者の状況や介護環境等を理由書へ詳細に記載してください。理由なく90cmの幅を超える場合、超えた分は給付対象になりません。

Q9 屋外スロープの勾配について制限はありますか？

- A 原則として1/8を超えないこと（建築基準法施行令第26条より）としていますが、車いす（自走）の場合は1/12～1/15程度を適当としています。ただし、基準を満たしていても、利用者が利用できないものについては給付対象になりませんので、できる限り緩やかな勾配のスロープにしてください。  
なお、スペースの問題等でどうしても勾配が取れない場合は佐賀中部広域連合に連絡をお願いします。ただし、1/8を超えるものを認めることはなく、あくまでも他の方法等を検討することとなります。

Q10 段差解消のための床上げとは、どの範囲までが給付対象になりますか？

- A 原則として、利用者の生活動線上の工事が給付対象となります。廊下から各部屋につながる段差を解消しなければならない場合、ミニスロープで対応できるのであれば、費用面の観点からも、利用者にミニスロープ設置の提案をしてください。ミニスロープでは対応ができず、廊下全体の床上げが必要な場合には、そちらが給付対象となります。ただし、ミニスロープと比べて費用が高額になることを利用者へ説明し了承を得てください。

## 5. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更について

Q1 屋外（通路等）の床材の変更とは、どのような施工が考えられますか？

- A 主にはコンクリート舗装です。アスファルト舗装・タイル舗装・レンガ舗装等も考えられます。滑りにくさを重視して床材を選定してください。  
なお、当該工事に伴う路盤の整備も、付帯工事として給付対象になります。

Q2 屋内の床材の変更とは、どのような施工が考えられますか？

- A 主には畳から板製床材（フローリング材等）への変更、またはカーペットへの変更等が考えられます。ただし、カーペットへの変更の場合はただ置くだけでは給付対象にはならず、カーペットが動かないようにしっかり固定することが給付対象の条件になります。  
なお、畳から畳（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したもの等、同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や、板製床材から畳への変更についても、必要と認められれば給付対象になります。

Q3 現在の床材が傷んで滑りやすくなってしまっていることでの床材の変更は給付対象になりますか？

- A 経年劣化等による理由では給付対象にはなりません。

Q4 通路面の滑り防止を図るため、舗装材等を加工すること（溝をつける等）は給付対象になりますか？

- A 内容にもよりますが、給付対象になります。

Q5 床材を滑りにくくするため、表面にカーペットを敷いたり、階段にノンスリップや滑り止めのゴムを貼り付けることは給付対象になりますか？

- A いずれも給付対象になりますが、カーペットはただ置くだけでは給付対象にはならず、動かないようにしっかり固定することが条件になります。  
また、ノンスリップが突き出していたり、滑り止めが効き過ぎて躓いたりする等の危険性もありますので、利用者の身体状況等をよく考慮し、利用者・家族とよく協議した上で施工してください。

Q6 浴室を滑りにくい床材に変更することは給付対象になると考えられますが、滑りにくい機能を有するマットを浴室に敷くことは給付対象になりますか？また、住宅改修ではなく、福祉用具購入の支給対象になりますか？

- A いずれも対象にはなりません。

Q7 取付け工事がなく、床に置くだけの滑り止め用床材については給付対象になりますか？また、福祉用具購入の支給対象になりますか？

- A いずれも対象にはなりません。

## 6. 引き戸等への扉の取替えについて

Q1 門扉の取替えは給付対象になりますか？

- A 住宅改修の扉の取替えは、扉を取り替えることによる移動の円滑化を目的としているため、その工事について利用者の生活動線上で必要な理由があれば、門扉の取替えも給付対象になります。

Q2 扉そのものは取り替えずに、右開きの扉を左開きの扉へ変更する場合は給付対象になりますか？

- A 扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況により必要性が生じれば、扉の取替えとして給付対象になります。ほかにも、ドアノブをハンドル式からレバー式に変更する場合等が考えられます。

Q3 現在引き戸であるが、扉が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は給付対象になりますか？

- A 質問の内容のような身体状況の変化（筋力低下等）が理由であれば給付対象になりますが、経年劣化による摩擦や消耗により扉の動きが悪くなったため、新しい扉に取り替えるといった理由では給付対象になりません。※判断に困る場合は佐賀中部広域連合に連絡してください。必要に応じて現地確認等を行います。

Q4 扉の開閉が困難なため、アコーディオンカーテンへの取替えは給付対象になりますか？

- A 扉の取替えとして給付対象になりますが、プライバシー等の問題もありますので、申請前に利用者・家族と十分に協議してください。※施工後に家族間でトラブルになったケースもありますので注意してください。

Q5 利用者が車いす等を利用している状況で、トイレや浴室の扉の幅が狭く、トイレや浴室への出入りが困難な場合、間口を拡張することは可能ですか？

- A 車いす等を利用している方の間口拡張は給付対象自体になりますが、介護保険ではなく要介護者等住環境整備事業の対象となります。この場合は、要介護者等住環境整備事業の助成申請書を提出してください。

Q6 扉を取り替えず、撤去する場合は給付対象になりますか？

- A 利用者の身体状況等が考慮されたことによるものであれば給付対象になります。その際は、なぜ取替えではなく撤去なのかを理由書に記載してください。

Q7 既存の扉を残したまま同室内の別箇所に扉を新設する場合は給付対象になりますか？

A 従来「扉位置の変更」についても、「引き戸等への扉の取替え」として給付対象としており、これに付随して「引き戸等の新設」により「扉位置の変更」に比べ費用が抑えられる場合、この場合に限り「引き戸等の新設」は「引き戸等への扉の取替え」として給付対象となります。そのため、今回の質問の内容の場合、既存の扉位置を変更するよりも、別箇所に「引き戸等を新設」する方が安価になるのであれば支給対象となります。

なお、申請の際には、「扉位置の変更」の場合の見積りと、「引き戸等の新設」の場合の見積り、それぞれを提出してください。

Q8 住宅改修の際、不要となった扉や便器等の撤去・処分費用は給付対象になりますか？

A 「扉の取替え」「便器の取替え」が給付対象となる場合は、付帯工事として給付対象になります。ただし、何らかの理由により「取替え」が給付対象とならなかった場合は、撤去・処分費用も給付対象にはなりません。

## 7. 洋式便器等への便器の取替えについて

Q1 非水洗和式便器から水洗様式便器または簡易水洗洋式便器へ取り替える場合、給付対象として含まれない施工内容はどの内容になりますか？

A 便器の取替えで給付対象として含まれない工事は、水洗化・簡易水洗化の部分です。そのため質問のような施工内容であれば、「便器の取替え」「便器の撤去・処分費」が対象となり、それ以外は給付対象にはなりません。

Q2 既存の洋式便座を今より高くしたい場合、以下の施工内容は給付対象になりますか？  
①便座の高さが今より高い便器に取り替える工事。  
②補高便座を既存の便座に設置すること。

A ①既設の便器が洋式である場合は原則給付対象にはなりません。ただし、利用者の身体状況等によっては個別に対応する場合がありますので、そのような場合は佐賀中部広域連合に連絡してください。

②住宅改修では給付対象にはありませんが、特定福祉用具購入費等の支給対象になりますので、そちらでの検討・申請をお願いします。

Q3 既存の和式便器の上に設置して腰掛式にするタイプの便座は給付対象になりますか？

A 原則配管工事等の改修を伴わないような便座は住宅改修の給付対象にはなりません。質問のような内容であれば、特定福祉用具購入費等の支給対象になりますので、そちらでの検討・申請をお願いします。

Q4 和式便器から洗浄機能等が付いた洋式便器への取替えは給付対象になりますか？

A 「洋式便器等への便器の取替え」に該当する施工内容であれば、洗浄機能付き便座の便器等を設置する場合も給付対象になります。

Q5 すでに洋式便器である場合で、暖房便座・洗浄機能付き便座に取り替える場合は給付対象になりますか？

A すでに洋式便器である場合は、給付対象にはなりません。介護保険等で給付対象としている「便器の取替え」とは、立ち上がることが困難な場合への対応を想定しているので、暖房・洗浄機能のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は給付対象外となります。

Q6 すでに洋式便器である場合で、洋式便器の位置や向きを変える工事は給付対象になりますか？

A 利用者の身体状況等が考慮されたことによるものであれば、位置や向きを変える工事も給付対象になります。

Q7 既存の和式便器はそのまま、別の場所に洋式便器を新設する場合は給付対象になりますか？

A この場合は和式便器から洋式便器への「取替え」ではなく「新設」となりますので、給付対象になりません。

Q8 和式便器から洋式便器への取替えの際、施工期間が長くなるため、仮設トイレを設置した場合は給付対象になりますか？

A 洋式便器への取替えの付帯工事とはしていないため、給付対象にはなりません。

Q9 現在水洗・簡易水洗の和式便器から洋式便器へ取り替える場合、給排水の繋ぎこみ工事は給付対象になりますか？

A 原則給付対象になりますが、施工内容や工法によっては給付対象になる範囲が変わりますので、必要に応じて事前に佐賀中部広域連合に確認してください。

## 8. その他

Q1 有料老人ホーム入居者が、自身の居室に手すりを取り付ける場合は給付対象になりますか？

A 有料老人ホームは居宅扱いであるため、制度上住宅改修を行うことは可能ですが、有料老人ホームはそもそも高齢者にとって適した造りとなっているはずなので、一般的には住宅改修を想定していません。ただし、利用者の身体状況等によっては個別に対応しなければならない場合もありますので、申請する場合はその理由を理由書へ記載し、必要性のわかる写真（部屋の状況等）を添付してください。住宅の所有者からの承諾書も忘れずに添付してください。

Q2 介護認定の申請前に着工した住宅改修は、後からの申請で給付対象になりますか？

A 給付対象にはなりません。認定期間外の工事で介護保険等の給付対象外となります。

Q3 利用者が子の住所地に一時的に身を寄せている時に、そこで住宅改修を行う場合は給付対象になりますか？

A 給付対象にはなりません。介護保険等の住宅改修は、在宅かつ本人の住所地の住宅のみが給付対象となりますので、質問のような場合の、一時的な滞在地や住所地以外の工事は給付対象外となります。

なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は、一義的には介護保険証の住所が住所地となります。

Q4 退院前（入院中）に住宅改修を行うことはできますか？また、介護保険施設等から退所する前（入所中）に住宅改修を行うことはできますか？

A 原則、入院・入所中に住宅改修を行うことはできません。ただし、利用者の状況や改修の内容によって退院・退所前に着工する必要があるときは、事前着工を認める場合もありますので、そのような場合は事前に佐賀中部広域連合に連絡してください。

なお、事前着工が認められたとしても、何らかの理由により退院・退所が予定通りできなかった場合、入院・入所中の工事となってしまう、介護保険が適用されず全額自己負担となりますので注意してください。

Q5 外泊時のための住宅改修は給付対象になりますか？また、介護施設から月に数回自宅に帰宅するための住宅改修は給付対象になりますか？

A 外泊は入院中であり、在宅サービスは算定できないこととなっているため給付対象にはなりません。

また、月に数回帰宅される場合も原則給付対象にはなりません。ただし、このような場合等、利用者の状況によって様々なケースが考えられますので、そのような場合は佐賀中部広域連合に連絡してください。

Q6 住宅改修の施工中に利用者が入院し退院の見通しが見つからない場合、住宅改修費の請求はどうなりますか？

A 利用者が入院するまでに施工が完了した分が給付対象になります。このような緊急の場合等で、やむを得ず施工を中止せざるを得なくなった場合は、直ちに佐賀中部広域連合に連絡してください。

Q7 住宅改修の施工中に利用者が死亡した場合、住宅改修費の請求はどうなりますか？

A 利用者が死亡するまでに施工が完了した分が給付対象になります。  
なお、償還払いの場合、振込口座の変更等の届出が必要になる場合があります。  
また、受領委任払いの場合は、領収証の宛名等、通常の事務手続きとは違う点が発生しますので、このような場合は佐賀中部広域連合に連絡してください。

Q8 賃貸アパートの廊下等、共用部分の住宅改修は給付対象になりますか？

A 賃貸アパートや団地等の集合住宅の場合、原則住宅改修は利用者の専用の居室内に限られるものと考えています。ただし、集合住宅の玄関部や、洗面所・トイレが共有となっている場合等、利用者の通常の生活領域と認められる部分については、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修ができるものと考えています。  
なお、住宅の所有者が、利用者に対し恣意的に共用部分の住宅改修を強要することもありますので、利用者の身体状況・生活領域・希望等に応じて、総合的に判断することとなります。

Q9 住宅改修の負担割合は、いつ時点のものになりますか？

A 介護保険及び佐賀中部広域連合要介護者等住環境整備事業の負担割合の起算点は領収日時点となります。

※受領委任払いの場合、事務手続きの過程で「支給（助成）内定通知書」が交付されますが、このときの負担割合は通知日時点で算定されており、領収日によっては負担割合が変更になっている場合がありますので、領収の際は必ず介護保険負担割合証で負担割合を確認してください。特に7月・8月に領収される場合は、負担割合の変更時期ですので注意してください。

なお、7月までの負担割合で給付を希望する場合は、7月中に領収が完了する必要があります。受領委任払いの場合、事後申請から内定通知までに時間がかかりますので、遅くとも7月上旬までには事後申請を完了するようにしてください。

Q10 賃貸住宅の場合、住宅改修で行った工事を退去時に原状回復するための費用は給付対象になりますか？

A 給付対象にはなりません。

※賃貸住宅で、退去時に原状回復を求められることがあります。住宅改修ではその費用は給付対象にはなりませんので、賃貸住宅等で住宅改修を行う場合、退去時のこと等まで確認し、必要であれば利用者やその家族に十分な説明を行ってください。

## 9. 要介護者等住環境整備事業（連単）について

### Q1 要介護者等住環境整備事業とはなんですか？

A 正式には「佐賀中部広域連合要介護者等住環境整備事業」といいます。介護保険における住宅改修の支給限度額（20万円）を超える分について、限度額の範囲内（20万円）で助成します。また、介護保険における住宅改修では対象にならない内容の工事でも助成対象となる場合があります。

なお、佐賀中部広域連合では、「要介護者等住環境整備事業」を連合単独の助成事業として「連単」と呼称する場合があります。

### Q2 要介護者等住環境整備事業でのみ対象となる工事にはどのようなものがありますか？

A 要介護者等住環境整備事業でのみ対象となる工事は下記の通りです。

①間口の拡張、②引き戸等の新設、③トイレ空間の拡張、④ハンドル水栓からレバー水栓への給水栓の取替え、⑤シャワー付き浴室水栓への取替えとなります。

### Q3 要介護者等住環境整備事業でのみ対象となる工事で気を付けることはありますか？

A ①間口の拡張

- ・車いす等の利用者がスムーズに移動を行うための工事であることです。
- ・現状で間口を拡張せずとも出入りに支障が生じていない場合は対象にはなりません。
- ・身体や介護状況等によらず、引き戸等への取替えに伴って付随的に間口を拡張する場合は対象にはなりません。

②引き戸等の新設

- ・具体的には、壁を撤去して引き戸等を新設し通路を確保することです。
- ・車いす等の利用者がスムーズに移動を行うための工事であることです。
- ・施工計画時には、壁撤去に伴う家屋の安全性の確保に注意してください。
- ・当該引き戸等を新設せずとも、利用者にとって適切な移動経路がすでにある場合は対象にはなりません。

③トイレ空間の拡張

- ・車いす等の利用者や排泄時に常時介護者の付き添いが必要な者等が、スムーズに移動を行うための工事であることです。
- ・増築工事は対象にはなりません。
- ・当該トイレ空間の拡張せずとも、利用者の移動にとって十分な空間がある場合は対象にはなりません。
- ・身体や介護状況等によらず、洋式便器等への取替えに伴って付随的に空間を拡張する場合は対象にはなりません。

④ハンドル水栓からレバー水栓への給水栓の取替え

- ・利用者の手や指の巧緻性が低い場合の工事が対象になります。
- ・台所、洗面所、浴室等の利用者の日常生活上の主たる利用場所が対象になります。
- ・経年劣化による取替え、あるいは美化等を目的とした取替えは対象にはなりません。

⑤シャワー付き浴室水栓への取替え

- ・利用者が浴槽に入れず、シャワーでしか入浴できない場合等が対象になります。
- ・すでにシャワーがあり、経年劣化による取替え、あるいは美化を目的とした取替えは対象にはなりません。
- ・ボイラー費用は対象にはなりません。

※これらの工事においては、対象のケースに当てはまることが確認できる「住宅改修完了確認書（施工前写真：車いすや間口等にスケールを当てた写真等）」にて、現況を提示してください。